

北九州市政変革推進会議 開催要綱

1 目的

北九州市政変革の推進に関する事項について、広く有識者から意見を聴取するため、北九州市政変革推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成員の役割

会議の構成員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 北九州市政変革に係る施策に関すること。
- (2) その他市政変革に関し、特に必要と認められること。

3 構成員

会議の構成員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

なお、構成員の任期は、選任した日の属する年度の年度末までとする。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営

会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、会議を運営する。
- (3) 室長は、会議を招集する。
- (4) オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用した会議への参加も可能とする。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長に事故がある場合には、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者が代理する。

5 会議の公開

会議は、原則公開とする。ただし、非公開とすることに相当する理由がある場合は、構成員の協議により非公開とすることができる。非公開とする場合は、議事録において発言者の身元及び所属に関する情報は明示しないものとする（いわゆるチャタムハウスルール）。

6 その他

- (1) 会議の庶務は、財政・変革局市政変革推進室で処理する。

(2) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年7月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。